

平成18年（2006年）

## 釧路広域連合議会会議録

平成18年 2月27日開会 2月定例会  
平成18年 2月27日閉会

平成18年10月13日開会 10月定例会  
平成18年10月13日閉会

第1回 2月定例会  
第2回 10月定例会

釧 路 広 域 連 合 議 会

平成18年第1回2月定例会

## 釧路広域連合議会会議録 索引

会期 自平成18年2月27日 至平成18年2月27日 1日間

2月27日（月）第1日

議事日程	1
会議に付した案件	1
出席議員（13人）	1
本会議場に出席した者	1
議会事務局職員	1
開会宣告（午後1時10分開会）	1
会議録署名議員の指名（吉田守人議員、寺沢邦夫議員）	1
議長の報告	
日程第1 会期決定の件（2月27日の1日間）	1
広域連合長の発言	1
日程第2 議案第1号ほか2件上程	
提案説明	
松倉助役	2
質疑・一般質問	
梅津則行君	3
伊東広域連合長	4
梅津則行君（再）	5
伊東広域連合長	6
議案第1号ほか2件討論省略	6
表決	
・議案第1号表決（可決）	7
・議案第2号表決（可決）	7
・議案第3号表決（可決）	7
閉会宣告（午後1時48分）	7
署名	8
付録	
2月定例会議決結果表	9
質疑・一般質問発言項目一覧表	10
議席表	11
2月定例会議事経過	12



平成18年第1回2月定例会

釧路広域連合議会会議録 第1日

平成18年2月27日（月曜日）

議事日程

- 午後1時開議  
日程第1 会期決定の件  
日程第2 議案第1号ほか2件上程

会議に付した案件

- 1 会議録署名議員の指名  
1 議長の報告  
1 日程第1  
1 広域連合長の発言  
1 日程第2

出席議員（13人）

議長	11番	草島守之君
副議長	8番	岩渕鉄男君
	1番	大津泰則君
	2番	松井宏志君
	3番	高橋享曳君
	4番	細谷照雄君
	5番	吉田守人君
	6番	小山昭二君
	7番	寺沢邦夫君
	9番	藤原厚君
	10番	山崎晃君
	12番	梅津則行君
	13番	佐藤勝秋君

本会議場に出席した者

広域連合長	伊東良孝君
副広域連合長	菅原澄君
副広域連合長	日野浦正志君
副広域連合長	棚野孝夫君
助役	松倉豊君
監査委員	林正昭君
事務局長	生島修二君
事務局次長	山根誠一君

議会事務局職員

議会事務局長	藤原昭二君
議事課長	山本満君
議事課総務担当主任	山本晃嗣君

午後1時10分

開会宣告

○議長草島守之君 皆様ご苦労さまです。  
出席議員が定足数に達しておりますので、平成18年第1回釧路広域連合議会2月定例会は成立いたしました。

よってこれより開会いたします。直ちに会議を開きます。会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第96条の規定により5番吉田守人議員、7番寺沢邦夫議員を指名いたします。

諸般の報告

○議長草島守之君 次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月現金出納検査報告書の提出がありましたので、報告いたします。

日程第1 会期決定の件

○議長草島守之君 日程第1、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

今会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長草島守之君 ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決しました。この際連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

連合長。

広域連合長の発言

○広域連合長伊東良孝君（登壇） 発言のお許し

をいただきましたので、開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

関係町村長、議員の皆様におかれましては、時節柄何かとご多忙の折り、本日ここにお集まりをいただき、平成18年第1回釧路広域連合議会2月定例会を開催出来ましたことに心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、本年は平成15年度から建設工事を進めて参りました、ごみ焼却施設の供用開始を迎えいよいよ本地域におけるごみの広域処理が本格的にスタートする記念すべき年であります。

本施設は東北海道初のガス化溶融式ごみ焼却施設であり、ごみの適正処理と環境負荷の低減のために3つの特徴を備えております。

1つ目は熱分解ガス化溶融技術を用いてダイオキシン類等の有害物質を徹底的に除去するという公害防止対策であります。

2つ目はごみの焼却による廃熱を利用して廃棄物発電を行い、熱エネルギーの有効利用をはかるものであります。

3つ目はごみに含まれている鉄やアルミを回収するとともに、灰の溶融によって生成したスラグを有効活用し、資源の循環を推進するものであります。昨年の10月にスタートした試運転につきましては、定格処理量の達成を確認する等順調に推移しており、現在は必要な改良改善等を行いながら、引き渡し性能試験に向けて最終の調整作業を進めているところであります。

また、4月以降の運転管理体制につきましても、運転員の研修を計画的に進めており、供用開始後直ちに安全かつ安定的な運転が出来るよう、準備を進めているところであります。

これまでの関係町村長、議員の皆様のご支援、ご協力に改めてお礼申し上げる次第であります。

経過等につきましては以上であります。この後、議案といたしまして、平成18年度予算、手数料条例等につきまして、ご審議いただくことになっておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に当広域連合の業務執行に当たりまして、地域の皆様に信頼されるとともに、効率的で経済的な運営を目指し、なお一層最善の努力をして参る所存であります。今後とも議員各位並びに関係住民、各町村長の皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

## 日程第2 議案第1号ほか2件上程提案説明

○議長草島守之君 日程第2、議案第1号から第3号までの以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### 提案説明

○助役松倉 豊君（登壇） 只今議題に供されました、各案件につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

初めに議案第1号、平成18年度釧路広域連合一般会計予算についてご説明申し上げます。

清掃工場の本格稼働の初年度にあたります、平成18年度の釧路広域連合一般会計予算の総額は歳入、歳出それぞれ前年対比66.6%減の7億3,690万5,000円となっております。

まず、歳出の主な内容につきまして、ご説明いたします。

第1款、議会費につきましては、合併による議員数の減に伴い、前年対比36.2%減の738,000円を計上いたしました。

第2款、総務費につきましては、前年対比4.9%増の5,616万1,000円を計上いたしました。

その主な内容は総務管理費で、事務局職員の人件費に関わる負担金補助及び交付金等5,605万1,000円、選挙費で99,000円、監査委員費11,000円などであります。

次に第3款、衛生費であります。ごみ焼却施設建設工事の終了に伴い、前年対比70.5%減の6億2,343万4,000円を計上いたしました。その主な内容は清掃工場運営維持管理業務委託費で、5億7,215万6,000円などとなっております。

第4款、交際費につきましては、地方債利子の支払いに充てる経費として5,607万2,000円を計上いたしました。

第5款、予備費につきましては、前年対比50%減の50万円を計上いたしました。

次に歳入の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1款、負担金につきましては、広域連合構成市町村からの負担金合わせて前年対比11.9%増の5億5,408万8,000円を計上いたしました。

第2款、使用料及び手数料につきましては、新たに制定する手数料条例に基づきまして、清掃工場に直接ごみを搬入する場合に徴収するごみ処理手数料として1億2,747万円を計上いたしました。

第3款、繰越金につきましては、前年同額の1,000円を計上いたしました。

第4款、諸収入につきましては、売電などによる収入として5,534万5,000円を見込み、計上いたしました。

以上をもちまして平成18年度釧路広域連合一般会計予算の説明を終わります。

次に議案第2号、釧路広域連合の手数料に関する条例についてであります。清掃工場に直接搬入するごみの処理手数料を定めようとするものであります。

次に議案第3号、釧路市に関する規定を釧路広域連合条例として準用する条例の一部を改正する条例につ

いてであります。

本改正は地方自治法等の一部改正に伴い、長期継続契約を締結することが出来る範囲について規定しようとするものであります。

以上をもちまして各案件に対する説明を終わります。

よろしくご審議の上、原案通りご承認を賜りますようお願い申し上げます。

#### 質疑・一般質問

○議長草島守之君 これより質疑並びに一般質問を行います。

12番梅津則行議員の発言を許します。

12番梅津則行議員。

○12番梅津則行君（登壇） 今議会に提案されている予算案に関わって質問をしたいと思っております。及び3点にわたりお話を聞きしたいと思っております。

まず、最初に4月から供用開始になる大型ごみ焼却炉の安全性について先程連合長から説明はされました。しかし、私はまだ安全性については非常に不安な点が残されているという立場から連合長に質問をしたと思います。

まず、飛灰の処分です。今回の予算案に飛灰の処分費2,200万円それからそれに関わる運搬業務委託700万円が計上されています。飛灰・フライアッシュというんでしょうか、ダイオキシン類や重金属類が高い濃度で濃縮されていると聞きます。処分については、完全な方法が求められる、これは当然の事だと思います。そこでお聞きしたいと思います。

まず、処分するフライアッシュ、飛灰はどれぐらいの量になるのか。また完璧な方法で処理されるのか、また高山の処分場に埋め立てると聞いていますが、将来的に流出する心配はないのかどうか、まず飛灰についてこの3点お聞きをします。

次にスラグの活用についても先程連合長から有効活用という点でお話がありました。実際に完全に無害化されていて有効活用されるのであれば、これ程良い物はないという考え方もあるかと思っております。

しかし、スラグ自体は有害な灰であって、完全に無害化する事は出来ないというふうに私は認識しておりました。それを道路や建築物に使うというのですから、当然安全性の確認が重要になります。日本で安全性を確認する方法として溶出試験による検査方法が定められていますが、日本の場合は中性に近い水によって行われることから、安全性がもし確認された場合においても実際の酸性雨では有害物質が溶出するのではないかと、こういう指摘もされています。

そこで昨年の2月議会でこの議会の中で村上議員から指摘をさせていただいた時に、連合長は自然界にお

ける酸性雨の影響を想定した溶出試験も行われているというふうに答弁されておりました。

それではその結果はその後どうであったのか、酸性雨により重金属類は融け出さないという結論になったのかどうか、お聴かせをいただきたいと思っております。

スラグに関わって2つ目です。

舗装やコンクリート製品等土木資材を中心に利用されております。しかし、率直なところですが、車の走行による摩擦で再び大気中に飛散する可能性がないのかどうか、この点も科学的にきちんと証明されていると考えていいものなのかお答えをいただきたいと思っております。

3点目には、道路や建築物は年数を経るに従って摩耗しますので、最終的には取り壊されると、その際に出る粉塵や廃材に含まれる有害物質といわれるもの、そういう物が私達の体内の中に取り込まれる。将来の健康問題、環境問題に私は繋がって来るのではないかとありますが、そのようなご認識はお持ちではないのかどうか、完全に安全だというそういう認識でお持ちなんでしょうか。お聴かせをいただきたいと思っております。

大きな柱の2つ目は地域連絡協議会についてです。これは前回は質問させていただきましたので、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。

4月の供用以降、地域連絡協議会は、まずいつ頃開催する予定か、また要項の案を見せていただいたら、年に1回以上開催するとなっておりますが、私はスタートの年度ですから、地域協議会を開くと同時にメンバーの皆さんを対象とした特別な説明会等がいいものなのか、また連絡協議会を構成している周辺の16町内会や振興会の皆さんを対象にした何か考えている事があるのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

さて、この協議会は焼却施設から概ね2km以内に居住する会長さん達を対象にしています。その地域以外の住民の皆さんにも焼却施設への安全性に不安は持たれていますので、ついては一般の住民の皆さんや様々な団体の皆さんにも情報開示やしっかり説明をする事も必要であると思っております。

そこでお聞きしたいと思うんですが、スタート年度の本年度住民への説明会や見学会を積極的に取り組む事を多分考えていらっしゃるのだと思っております。どういう形であれいつでもそういう事は催しますという考え方を示していただければと思っておりますが、如何でしょうか。

3つ目です。昨年10月に起きた酸欠事故についてのその後についてお聞きをしたいと思っております。4ヶ月程を経過しましたが、床下配管ピット内の酸欠、その原因の究明はどこまで進んでいらっしゃるのでしょうか。まだ原因が判明していないという話もお聞きしますが、それはなかなかちょっと時間がかかるものだなあと私自身は思うのですが、いつの時期にはっきり

するのか、4月から供用開始をされる訳ですから、それまでには酸欠の原因、何かガスが発生したのか、仮にそうであれば何処から発生したのかなどが明らかになって必要な対策を取らなければ、不安を残したままの本格稼働という事になるのではないのでしょうか。その点についてどうお考えなのか、連合長のお考えをお聴きしたいと思います。

関わってですね、被災された方のその後は如何なのでしょう。多分酸素が届かなかった時間が幾らかあるはずですので、高次機能なりなんりの障害は多分残られるんじゃないかとちょっと推察するものですから、日常生活は可能というお話もお聞きしますが、判断力だとかいろんな場面で今までと同様な仕事が出来る状態まで回復は可能なのでしょう。その辺のその後の経過をお聴かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問とします。

○議長草島守之君 理事者の答弁を求めます。

連合長。

○広域連合長伊東良孝君（登壇） それでは梅津議員のご質問にお答えしてまいります。まず第1点目、飛灰と溶融スラグの安全性についてであります。その飛灰の処分について、埋め立て処分する飛灰の量についてのお尋ねでございます。

本清掃工場ではごみの焼却処理によって飛灰やこの不燃物等の残渣が発生する訳であります。飛灰につきましては、薬剤処理を行った上で、年間約2,700トン隣接する釧路市ごみ最終処分場に埋め立て処分する予定としております。

また、その安全性についてでございますが、飛灰は排ガスを処理する過程で発生するものでありまして、ごみの中に含まれていた鉛等の重金属類を含んでいるため、廃棄物処理法施行令に規定されている処理方法によりまして、薬剤を添加して均一に練り混ぜ、重金属類が溶出しないう、科学的に安定した状態にした上で、埋め立て処分を行っているところであります。

また、本施設では1,300度以上の高温でごみの燃焼溶融を行うため、排ガス中のダイオキシン濃度もきわめて低くなり、飛灰中のダイオキシン濃度も国の定めた含有基準を大幅に下回ることが可能となっております。

また、飛灰から重金属類等の溶出の危険性についてありますが、最終処分場に埋め立て処分する飛灰処理物質中の重金属類は、水に溶けない安定した化合物となっております。長期的にも流失の恐れはないものと考えているところであります。

また、平成14年度に開設をいたしました釧路市ごみ最終処分場は、ごみ処理にかかるダイオキシン類発生防止等ガイドラインに準拠した施設でありまして、地下水の汚染を防止するための二重の取水施設の他、高度処理のための砂濾過装置も備えた水処理施設も有

してあり、万が一、浸出水にダイオキシン類が含まれているようなことがあっても、十分にこれに対応出来る対応可能な施設となっているところであります。

次にあのスラグの活用に関連してであります。溶出試験の結果についてであります。

スラグの有効活用にあたりましては、土壤汚染、地下水汚染等を引き起こすことのないよう、確実に安全な品質を有することが必要であります。このため溶融スラグの活用を行っている先行施設におきましては、国の定めたスラグの再生利用指針に基づいて6種類の重金属類について、溶出試験を行い、安全性を確認した上で再生利用が計られております。酸性雨の影響を想定した溶出試験につきましては、本州の県で様々な方式で製造された溶融スラグを集めて試験が行われており、酸性溶液中で鉛の溶出を起こす検体はあるものの、土壤環境基準を満たした範囲内であり、性状に問題はなとされております。

また、スラグの飛散の可能性でありますけれども、この溶融スラグを土木資材として活用していくにあたりましては、用途に応じた強度、耐久性、粒度等の品質基準を満足する必要があるとしまして、それぞれの資材に対応するJIS規格を満足しているか確認試験を行い、安全性を確認した上で、使用を図って参りたいと考えております。

また、道路舗装等で使用した事例につきましては、各地の自治体で行われた試験施工の結果が報告されておまして、いずれも問題のないことが確認をされております。

次にスラグによる健康・環境問題の認識でございますが、溶融スラグはこのJIS化を前提としたテクニカルレポートの中で重金属類の含有量につきましても基準が規定されており、現在はこの基準に基づいた品質管理が行われた上で再生利用が図られております。

また、本施設では1,300度以上の高温で燃焼・溶融を行うため、低い温度で揮発する重金属類は、排ガスとともに炉の上部から排出され、炉の底部から排出される溶融スラグは重金属類の含有が少ない安全なものとなっております。

したがいまして、将来、解体・廃棄が行われたとしても、健康問題や環境問題が生ずることはないと考えております。

次に、地域連絡協議会につきましては、スタート年度の対応と協議会構成町内会への対応ということでありますが、昨年11月にこの白樺台、桂恋及び三津浦地区の16町内会の会長にお集まりいただき、この清掃工場の情報を共有することにより、工場周辺地域の安全で安心な生活環境の保全を目的とした、「広域ごみ処理に関する地域協議会」を発足したところであります。

本年は、清掃工場稼働初年度でありますので、地域

住民と当連合が連絡を密にし、清掃工場の運転を円滑に進めるための大切な年になると考えております。したがって、4月中に第1回協議会を開催することといたしております。地域住民に対しましては、順次、見学会を開催させていただき、当施設の安全性や安定稼働につきまして、ご理解を深めていただきたいと思いますと考えております。

また、清掃工場周辺2キロ以遠の住民に対する対応ですが、この工場稼働によりまして、当地域における広域ごみ処理が本格的にスタートすることは住民の皆さんが身近な環境により関心を持っていただく良い機会でもあったと考えております。このため清掃工場から概ね2km以内にかかわらず、広域連合を構成する4市町村の多くの皆さんに清掃工場を見学していただくこととし、啓発展示施設等の充実も図っているところであります。

したがって、構成市町村の住民や学校、諸団体からの随時見学会及び近隣からの説明会の申込につきましては、積極的に対応して参りたいと考えているところであります。

次に、酸欠事故についてでございます。原因究明の進捗状況でございますが、今回の酸欠事故につきましては、事故後の処理といたしまして、労働基準監督署及び北海道警察において、その原因究明の作業を現在、鋭意進めているところであります。当連合といたしましても、関係機関の指示や協力要請に基づいて原因究明に向けて対応しているところであります。

また、その目途でございますが、原因究明の目途につきましては、関係機関の調査結果が出るまでには、相当期間を要するものと聞いていますので、現時点におきましては、明示することが出来ない状況にありますことをご理解いただきますようお願いを申し上げます。

この原因不明の中での本稼働についてでございますが、本稼働までに原因が判明しない場合におきましても、酸欠事故が発生した工作室及び同様の構造となっているピットにつきましては、本格稼働をする4月の前に土間部分にコンクリートを打設して酸欠状態が生じないよう対策を講じることといたしております。

また、酸欠が発生した原因の一つと疑われている隣接埋め立て地等の残留ガスの流入につきましては、既にガス抜き管を敷設する等の対策を講じておりますので、本稼働には支障がないものと考えております。

被災者の現状と今後の回復の見込みでございますが、現状でございますけれども、市立病院に搬送された被災者2名の内、1名の方につきましては、被災後3日目で退院をし、現在は職場復帰をしていると聞いてございます。

もう1人は市立病院で加療後12月6日に本格的なリハビリを受けるため市内の専門病院に転院し、その

後1月14日に退院しております。食事、会話等の日常生活には支障のないまでに回復しております。現在は職場復帰を目指し、通院加療中であります。

これまでと同様の仕事ができるまで回復するかということですが、最終的にはこれは医療機関の判断と存じますので、私どもといたしましては、今後とも治療の状況につきまして推移を見守って参りたいと考えております。ご本人の一日も早い職場復帰を祈念する次第でございます。

以上でございます。

○議長草島守之君 12番梅津則行議員。

○12番梅津則行君（登壇） 2回目の質問をさせていただきますと思います。

まず、飛灰の処分について縷々説明をされました。まず、薬剤処理をする点、安定しているということ等が言われておりましたが、色々なガイドラインに沿ってやっているということ等、言われておりました。

この点については、まず1点目にお聴きしたいのは、2重に色々やっているから色々な物は何かの時も大丈夫だというふうに連合長からお話がありました。それであれば仮に汚染が生じた時にチェックするシステムはどういうふうになっているのか。これがまず1点目にお聴きをしたいと思います。大変安全だということ、国の基準に基づいてやっているということは、色々述べられましたので、行政としてはそういう立場で進められる事は勿論やぶさかではないと思いますが、私は実際に現地に行ったことはありませんけれども、ドイツの話を聞くと、実際には飛灰を処理する場合には一般に人が立ち入ることが出来ないようにやられているというふうに処分をされている、保管をされているふうに聞いていました。石炭鉱とか岩塩鉱等に地下約200メートル位の深さのところ地下汚染の恐れがないようなところで処分しているという話を聞きます。安全性が強く強調されますが、そういう意味では、それぐらいの厳しい管理が必要なものというふうには私には思いません。基準通りにやっているからそれはそれなりにちゃんと守られているということは、勿論理屈上成り立つ訳で、勿論間違っていることではないと思いますが、しかし、実際には色々な不安がある中で諸外国を見ても、これぐらいの処理がやっぱり必要ではないかという認識も一方ではお持ちいただいた方が、私は安全性の点で必要ではないかと考えるものですが、その点連合長のお考えをお聴きしたいと思います。

さて、3つ目は確認させていただきたいと思いますが、先程薬剤を使って安定化させるという話がありましたので、それは先程の答弁では未来永劫とまではいいませんが、ある程度の長い間の保証期間があるんだという認識でよろしいでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

スラッグの活用については、J I S規格等で大丈夫だ

と、含有量が少ない安全な物しか生ずることはないだろうというお話がありました。J I S化をする時にたぶん国の方では総合的に色々試験もされ、色々考えて調査されて出されるんだと思うんですけども、先程連合長が言われたように、各県でもその溶出試験については厳しいところが結構やられているから、大丈夫だと。多くの自治体はその国の指針が出るのを待って、このスラグの活用に大きく一歩踏み出すんだと思う状態だと思います。そこでどうしても拭い去れないのが、溶出試験の日本の基準がちょっとやっぱり弱いということについて、それがきちんとクリアされた形で国の方で総合的判断をされるのかどうか非常に私は不安を持っています。だから、今ここで連合長に答えてくれとは言いません。これは国で決める事ですけども、私はそういう不安もひとつしっかりと認識していただいた方がいいのではないかというふうに思うものですから、その点連合長どうお考えかお聴かせ願いたいと思います。

地域連絡協議会については、情報開示を含めて色々な見学会をどんどんやっていただきたいと思っておりますのでこれについては、質問ありません。

酸欠事故についてです。結果が出てませんから、その点については、また、次回の連合議会に残したいと思っております。ただ1点お聴かせいただきたいと思っておりますが、色々な対策は取られているという事でした。コンクリートで工作室やピットは、やったとそれもお聴きしました。私が気になるのはやっぱり隣接して埋め立てているガス抜き、これが十分されているのかどうか、不安なんです。それは大丈夫だということだということであれば、それでそれは結構だと思いますが、費用は一体どれくらいかかっていたんでしょうか。たぶん広域連合と三菱重工とで色々やられたと思うんですけども、一つその点では費用の面と、それからガス抜きをするための費用というのがかかっていると思うんですけども、そんな少額ではないというふうに聞いております。それは予算内でたぶん行われているんでしょうけれども、結構大きな金額を使われているんじゃないかと思われまして。それで十分なんだろうという判断をされていると思っておりますが、そのかかった費用についてどれくらいなのかお聴かせ願いたいと思います。

以上で2回目の質問は終わります。

○議長草島守之君 理事者の答弁を求めます。  
連合長。

○広域連合長伊東良孝君（登壇） 飛灰についてチェックするシステムというお話でありますけれども、これは先程も化学薬剤というお話をしましたけれども、キレート剤という薬により薬剤処理をしてそういったものがまったく溶出しないという、安定化させるというそういう化学的な処理をさせて、その後そ

れを長期間、安定的に溶出をしないという試験結果を得ての対策を講じる埋め立てということになっております。先程申し上げましたように埋め立ての処分場も平成14年の安全基準にしっかりと従った施設にこの安定した化学薬剤処理をした飛灰を埋め立てすることになっておりますので、議員ご指摘のような短期間でこれが安定性が揺らぐというものではないというふうに考えているところであります。

周辺の地下水の定期的な観測が行われ、安定性が確認されているところでもあります。

次にこの施設のスラグについてであります。今お話がありましたようにJ I S規格の原案取りまとめが国の方で今、なされているところであります。土壌汚染対策法施行に伴う新たな検討項目といたしまして、重金属類の溶出量、含有量の安全品質基準について現在その論議が行われている訳であります。

この中で特に問題となっておりますのは、産業廃棄物を処理している場合や、あるいは濾過式集塵機で捕捉した溶融飛灰を再び炉に戻して処理している場合、あるいは電化製品の基盤等を破碎したものを処理している場合等、極めて高濃度になる場合を想定している訳であります。

一般廃棄物を処理して出来たこの溶融スラグにつきましては、基準を十分クリアでき、問題は少ないものとされております。

したがいまして、一般廃棄物のみを処理する当施設のスラグは安全なものと考えているところであります。

また、J I S規格の公表を受けてから我々といましては、本格稼働の中で、その溶融スラグについて再度しっかりした国の基準に基づいた溶出試験等を行って参りたいとこのように考えているところであります。

また、施設稼働後、確かに土間にコンクリートを打つなり、ピットにコンクリートを打つなりして、地下からそのガスが進入しないように対策は講じて本格稼働するところでありますけれども、また、改めて運転マニュアルに沿って安全な運転も心掛けるところであります。低酸素状態が発生する恐れのある箇所に入る場合にはですね、事前の安全確認、酸欠対策等を徹底した上で更に作業を行うようにマニュアル化し、安全の確保を図って参りたいと考えています。

また、ガス抜きの費用であります。約100万円程という事でございます。

以上でございます。

○議長草島守之君 以上をもって質疑並びに一般質問を集結いたします。

#### 討論省略

○議長草島守之君 この際お諮りいたします。  
各案に対する討論を省略し、直ちに採決に入ること

にご異議ございませんか。

〔（異議なし）と呼ぶ者あり〕

- 議長草島守之君　ご異議なしと認めます。  
よって直ちに採決を行います。

---

**議案第1号表決（起立多数・可決）**

- 議長草島守之君　初めに、議案第1号　平成18年度鉏路広域連合一般会計予算を採決いたします。  
本案を原案可決と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔（起立）多数〕

- 議長草島守之君　起立多数と認めます。  
よって本案は原案可決と決しました。

---

**議案第2号表決（起立全員・可決）**

- 議長草島守之君　次に、議案第2号　鉏路広域連合の手数料に関する条例を採決いたします。  
本案を原案可決と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔（起立）全員〕

- 議長草島守之君　起立全員と認めます。  
よって本案は原案可決と決しました。

---

**議案第3号表決（起立全員・可決）**

- 議長草島守之君　次に、議案第3号　鉏路市に関する規定を鉏路広域連合条例として準用する条例の一部を改正する条例を採決いたします。  
本案を原案可決と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔（起立）全員〕

- 議長草島守之君　起立全員と認めます。  
よって本案は原案可決と決しました。

---

**閉会宣告**

- 議長草島守之君　以上をもって、今議会の日程はすべて終了いたしました。

平成18年第1回鉏路広域連合議会2月定例会はこれをもって閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時48分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

釧路広域連合議会 議長 草島守之

同 議員 吉田守人

同 議員 寺沢邦夫

平成18年第1回釧路広域連合議会2月定例会議決結果表

会 期 自 平成18年2月27日

至 平成18年2月27日

（1日間）

釧路広域連合議会議長 草 島 守 之

議案番号	件 名	提 出 者	議決年月日	議決結果
議案第1号	平成18年度釧路広域連合一般会計予算	連 合 長	18. 2 . 27	原案可決
議案第2号	釧路広域連合の手数料に関する条例	〃	〃	〃
議案第3号	釧路市に関する規定を釧路広域連合条例として準用する条例の一部を改正する条例	〃	〃	〃

議会に報告されたもの

報告番号	件 名	提 出 者	報告年月日	報告結果
釧 広 連 監 報 告 第 1 号	例月現金出納検査報告書	監 査 委 員	18. 2 . 27	報告完了

平成18年第1回釧路広域連合議会2月定例会 質疑・一般質問発言項目一覧表

順位	月日	議席番号・発言議員	発言項目（要旨）
1	2 /27 （月）	12番 梅 津 則 行 （釧路市）	1 安全性 （1）飛灰処分 （2）スラグの活用 2 地域連絡協議会 3 酸欠事故



平成18年第1回2月定例会議事経過

会 期	年 月 日	曜	区 分	内 容
1	18. 2 . 27	月	本 会 議	開会 会期の決定 広域連合長の発言 提案説明 質疑 表決 閉会